

## 質疑・回答書

告示番号	第67号	件 名	豊中市立庄内小学校及び豊中市立第六中学校解体撤去工事
No	質疑事項	回 答	
1	D-006～008アスベスト除去工事の欄に施工業者は、日本建築センターの技術審査証明を有する工法の業者で1年間の施工実績を有することとありますが、日本に5社しかなく工程順守及び人員確保等の影響を考慮し、同等の施工実績業者で施工が可能と考えてよろしいでしょうか。	<p>図面番号D-006の石綿含有成形板撤去工事(レベル3)、図面番号D-007の石綿含有外壁仕上塗材及び下地材のディスクグラインダーケレン工法による除去工事(レベル1)のアスベスト除去工事の施工業者は、ディスクグラインダーケレン工法に限らずレベル1の(一財)日本建築センターの技術審査証明を有する工法の施工業者で、過去1年間の施工実績を有する施工業者であれば可とします。</p>	
2	D-008アスベスト(煙突カポスタック)の除去工法は、上記審査証明を有する3社の工法指定となっています。工法指定は無く、施工実績のある業者で施工が可能と考えてよろしいでしょうか。	<p>図面番号D-008のアスベスト(煙突カポスタック)の除去工法、施工業者については、図面番号D-008に記載の通り、(株)藤林商会 Hi-jet ARC工法、(株)アイ・エヌ・ジー WJB工法、(株)アスア アスア(ゲル化)工法、いずれかの(一財)日本建築センターの技術審査証明を有する工法の施工業者で、過去1年間の施工実績を有する施工業者とする。</p>	
3	D-014の北側進入路について、近隣の通路確保を考慮し、仮囲いの設置を行うと、第六中学校①校舎との離隔が狭く、単管下地では大型ダンプの搬出ができないため、自立H鋼打設下地の上、万能版と考えてよろしいでしょうか。	<p>図面番号D-014の仮設計画図は参考図の為、任意仮設とし、仮囲い設置方法については、近隣住民の歩行空間を確保した上で、受注者で安全が確認されたものを設置するものとします。</p>	